（勤労者財産形成持家融資の原資に関する経過措置）

第三十五条　平成二十三年度の末日において旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定に基づく長期借入金のうち償還されていないものがある場合における廃止法附則第十九条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一条の規定の適用については、同条中「、同項」とあるのは「（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号。以下この条において「旧雇用・能力開発機構法」という。）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額を含む。）、中小企業退職金共済法第七十五条の二第一項」と、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）」とあるのは「旧雇用・能力開発機構法」とする。

（雇用・能力開発機構がした行為等に関する経過措置）

第三十六条　平成二十三年十月一日前に雇用・能力開発機構がした行為又は同日前に雇用・能力開発機構に対してされている行為は、廃止法又はこの政令に別段の定めがあるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、それぞれ高齢・障害・求職者雇用支援機構がした行為又は高齢・障害・求職者雇用支援機構に対してされている行為とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第二条（雇用保険法施行令第三条の改正規定を除く。）、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定は、公布の日から施行する。

（独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の廃止に伴う経過措置）

第二条　雇用・能力開発機構が旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定により発行した雇用・能力開発債券に係る雇用・能力開発債券原簿及び利札の取扱いについては、旧雇用・能力開発機構法施行令第十三条及び第十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧雇用・能力開発機構法施行令第十三条第一項中「機構は、主たる事務所に」とあるのは「独立行政法人勤労者退職金共済機構は、機構が作成した雇用・能力開発債券原簿に係る雇用・能力開発債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所にその」と、旧雇用・能力開発機構法施行令第十四条第二項中「機構」とあるのは「独立行政法人勤労者退職金共済機構」とする。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第百六十一号。以下「整備政令」という。）附則第四条の規定によりなお従前の例によるものとされた整備政令第五条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法施行令第三十七条第一項ただし書の貸付金の貸付けのうち、廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の雇用・能力開発機構が当該貸付けの申込みを受理したものに係る利率については、第四条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第一項に規定する貸付基準利率を下回らない範囲内で、勤労者退職金共済機構の業務方法書で定める率とする。

第四条　平成二十三年度の末日において旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定に基づく長期借入金のうち償還されていないものがある場合における第四条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法施行令第四十条の規定の適用については、同条中「法第十一条の」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）第三十五条の規定により読み替えて適用する法第十一条の」と、同条第一号中「法第十一条」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第三十五条の規定により読み替えて適用する法第十一条」と、「中小企業退職金共済法第七十五条の二第一項及び第三項の規定に基づく借入金」とあるのは「中小企業退職金共済法第七十五条の二第一項及び第三項の規定に基づく借入金、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金」と、同条第二号中「法第十一条」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第三十五条の規定により読み替えて適用する法第十一条」とする。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の適用に関する経過措置）

第五条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）附則第二条第一項第四号の規定により、勤労者退職金共済機構が同号に掲げる業務を行う場合における第十七条の規定による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表独立行政法人勤労者退職金共済機構の項の規定の適用については、同項中「業務」とあるのは、「業務及び同法附則第二条第一項第四号に掲げる業務」とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百六十七号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令

内閣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第五条第六項、第十七条第六項、第二十四条第二項及び附則第五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（評価委員の任命等）

第一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一　財務省の職員　一人
二　厚生労働省の職員　一人
三　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の役員　一人
四　学識経験のある者　二人

2　法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課において処理する。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第二条　機構は、法第十七条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、同項に規定する次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、承認を受けなければならない。

一　法第十七条第一項の規定による承認を受けようとする金額
二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2　前項の承認申請書には、法第十七条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度（以下この条から第四条までにおいて「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。